

神戸市外国語大学 学術情報リポジトリ

La larga lucha agraria de los comuneros de Venustiano Carranza, Chiapas.

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 1997-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 致広, Kobayashi, Munehiro メールアドレス: 所属:
URL	https://kobe-cufs.repo.nii.ac.jp/records/1742

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



チアパスにおける先住民運動（Ⅳ）

——ベヌスティアーノ・カランサの共同体成員の土地闘争——

小林 致 広

はじめに

メキシコ革命の成果とされる1917年憲法に謳われていたにもかかわらず、チアパス州では先住民共同体の要求する共有地の返還はなかなか実現しなかった。1970年以前に共有地返還が実現したのは、チアパス高地のチャムーラぐらいであった。1970年代、各地の先住民・農民は大農園や中小規模農場の占拠に踏み切る。この種の直接行動が可能となった時代的背景としては、エチェベリア大統領の「農地改革支持」の姿勢や、1974年の先住民会議の組織化などがあった。しかし、共有地認可の大統領裁決自体は共同体成員の土地所有権を保障するものではない⁽¹⁾。大統領裁決にもかかわらず、共有地を占有しつづけるラディーノ大地主も多かった。当局と結託した大地主との土地をめぐる闘いは、共同体に多くの犠牲をもたらし、大地主が追放された場合も、農地の利用・受益権をめぐり共同体の成員相互の対立が発生することが多い。チャムーラに典型的にみられるように⁽²⁾、先住民カシケによって反対派が追放された事例はいくつもある。

共有地を取戻そうとする先住民共同体の土地闘争は、地方や地域レベルを越えた闘争となることは稀である⁽³⁾。例外ともいえるのがチアパス州中央低地に位置するベヌスティアーノ・カランサ（以下、V・カランサ）のツォツィル系先住民共同体の成員（comunero、以下コムネロと記す）の闘いである。彼らは、「1736年にスペイン国王カルロスⅡ世から購入した」⁽⁴⁾共有地を奪還する戦いを通じて、メキシコ各地の土地防衛・獲得闘争との連携を深めてい

く。1970年代末から1980年代にかけ、独立系農民組織の全国組織化に参加し、チアパス州においてもエミリアーノ・サバタ農民組織（OCEZ）を誕生させる。

V・カランサ（1934年までサンバルトロメー・デ・ロス・リャノス）は、グリハルバ川中流域の中央低地に位置する同名の行政地区（約14万ha）の中心地である。ラ・アンゴストゥラ・ダム建設前の1960年度の地区の農業センサスによると、耕作地—24,795ha, 牧草地—57,196ha, 森林—17,666haとなっている⁽⁵⁾。地区人口は、1970年の39,754人から1990年には43,334人へと約10%程増加している。一方、先住民言語の使用者率は、1970年—18%, 1990年—21%と微増している⁽⁶⁾。地区内には、役場所在地のV・カランサ市（ciudad）、アグアカテナンゴとソヤティトランという2つの町（pueblo）、10のエヒード入植地（colonia ejidal）、9つの小農業集落（ranchería）、および100以上の大農場（finca）がある。

第1表は、ダム建設前に地区内にあった市、町、エヒード入植地に関して、設立年代、共有地やエヒードとして認可された面積、認可年を整理したものである⁽⁷⁾。行政地区は、地理的には標高1500m前後の高地とグリハルバ川中流の地溝帯の斜面に位置する標高1000m～450mの低地からなる。高地に位置するアグアカテナンゴやマタモロスなどの住民はツェルタル系先住民で、もとはテオピスカ地区に属していたため、日常的な関係はテオピスカ地区とのほうが緊密である。一方、低地は溶岩台地（pedregal）を含む低地（baja）と河谷平野（vega）からなる。低地の集落には、トティケ（totique）と呼ばれるツォツィル系先住民、“revestido”と呼ばれるラディーノ化した先住民⁽⁸⁾、そしてラディーノが居住する。

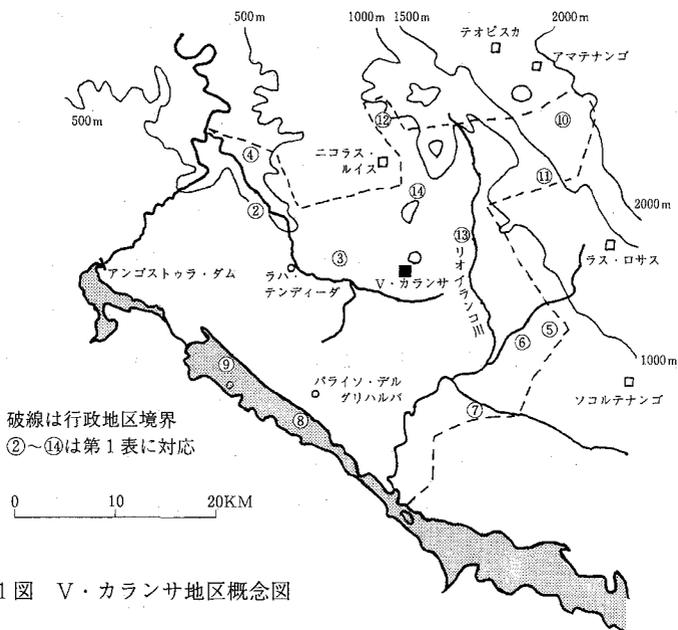
V・カランサのコムネロの土地闘争という場合、基本的にはV・カランサのツォツィル系先住民共同体の住民が展開してきた共有地獲得闘争と考えてよい。地区内のエヒードのなかには、コムネロの共有地獲得闘争のなかで成立したものもある。これらのエヒードの農地獲得闘争も、広い意味ではコム

ネロの闘争とみなすことができる。また、地区の東南部のプヒルティック製糖所周辺のリオブランコ灌漑地区でのサトウキビ農園労働者やエヒード農民による農地闘争も、コムネロの闘争と密接な関係をもっている。⁽⁹⁾

第1表：V・カランサ地区の主要集落（市、町、エヒード入植地）

集 落 名				設立	ha	認可	集 落 名				設立	ha	認可		
①ベヌスティアーノ・カランサ				16世紀	50,152	1965	河 谷	⑧ベガ・デル・パン				1800	640		
低 地	②(F・マゴン)				1932	582		1935	⑨(ベガ・デ・チャチ)				1886	1,075	
	③(ミゲル・イダルゴ)				1935	1,020	1937	高 地	⑩アグアカテナンゴ				16世紀	1,195	1943
	④(ピセンテ・ゲレロ)				1940	951	1940		⑪エル・プエルト				1734	888	1939
	⑤(ソヤティトラン)				16世紀	1,566			⑫マタモロス				1898	1,594	1931
	⑥プヒルティック製糖所					2,978			⑬G・リオブランコ				1938	2,500	1936
	⑦F・エルナンデス				1960	425	1963	⑭G・ビクトリア				1936	1,578	1936	

ゴチックはツォツィル系先住民集落、下線はツェタル系先住民集落、()はラディーノ化した先住民系集落



第1図 V・カランサ地区概念図

(1) V・カランサの農地問題

V・カランサのツォツィル系先住民共同体の土地闘争の歴史は植民地期まで遡る。確認されている資料によると、サンバルトロメー・デ・ロス・リャノスの先住民は次のような経過で共有地を獲得したという。1767年に現在の地区内にあったオストウタ村が消滅した。サンバルトロメーの先住民は、オストウタの土地 1,660カバジェリア（約72,360ha）を引き継ぐことを申請した。スペイン王室財政担当者は、人口規模から 360カバジェリア（約15,700ha）をエヒード（ejido = 村の土地⁽¹⁰⁾）として認定し、残る1,300カバジェリア（約56,660ha）は先住民が希望すれば売却するとした。灌漑システムがないため土地評価は低く、競争相手もなく、サンバルトロメーの先住民が200ペソで1,300カバジェリアの土地を購入した。共有地としての土地所有権は、1769年にカルロス三世により承認された。

独立以降の共有地の浸食

19世紀の前半までは、サンバルトロメーのエヒードと共有地の領有権は独立後の州政府によって認知されていた。しかし、1846年、サンバルトロメーのエヒードはもとの2割強の79カバジェリア（3,444ha）に削減された。それに追い打ちをかけたのは、共有財産の解体を定めた1856年のレルド法制定である。翌1857年、チアパス州政府は共同体のエヒード内にあった190カバジェリア（8,282ha）を未墾地（baldio）と認定し、周辺の牧場主に売却した。また、ラディーノの中小規模土地所有者は、共同体周辺にあった先住民の農地をつぎつぎと購入し、農園を拡大した。また、共同体の共有地があった河谷平野のベガ・デ・チャチでは、ラディーノの入植が1879年に認められている。先住民共同体はこのような一連の土地略奪に無抵抗だったわけではない。1857年のエヒードの接收・売却が不法であるとして、1893年に州政府に訴え出たが、却下されている。

1911年から始まったメキシコ革命はチアパス州では大きな変化をもたらすことなく、チアパス一族（familia chiapaneca）と呼ばれる大農園主、商人

の政治・経済権力がより一層強化された。⁽¹²⁾メキシコ革命のひとつの柱である大農園の解体によるエヒード創設も、チアパス州では別の形で実施されることになった。

実際に、当該地区でエヒードが創設されたのはかなり遅く、1930年代になってからである。しかも、エヒード創設のための接收の対象とされたのは、大農園主が実質的に占有していた「共有地」であった。河谷平野のベガ・デ・チャチ、ベガ・デル・パソ、低地のミゲル・イダルゴ、フローレス・マゴン、高地のグアダルーペ・ビクトリア、ラ・グランデサ・デル・リオブランコ（以下リオブランコと記す）が1930～1940年代にエヒードとして認定されている。ベガ・デル・パソやフローレス・マゴンのエヒードには農地を求めるコムネロの一部が参加していた。徐々に人口が増加したこれらのエヒードは農地拡大を申請するが、認められることはなかった。

その背景にはこの地区の次のような政治構造があった。1930年代まで共同体の政治的運営は、先住民議会（ayuntamiento indígena）を掌握する伝統的権威者（principal）によって行なわれていた。先住民議会は、税金やテキオと呼ばれる無償労働の割当て、共有地の利用を差配する農地委員会（comité agrario）の権限を握っていた。ラディーノが掌握する地区の行政当局は、大農園での農作業や道路建設への無償労働提供を組織する権限をもつ先住民議会をパイブ役として利用した。1930年代まで、先住民議会書記のバルトロメー・バスケス・チャハルという二言語使用の先住民を通じて、州当局や大農園主との利害対立はある程度押さえられていたのである。

共有財産執行委員会の発足

チャハルは共有地の取戻しを求める共同体の運動を財政的に支援したこともある。しかし、共有地の取戻しなど土地問題に関する先住民議会の無能に対して、共同体のなかでは不満が醸成されていった。この閉塞状況を打破するのは、連邦政府によって派遣されたベラクスルス出身の農村教師ドナシアノ・サムディオである。彼は先住民を対象とした連邦学校を開設し、成人先

住民向けの夕方教室も発足させた。そこで、先住民の「停滞」を打破するための政治理念を先住民に伝えた。経費のかかる伝統的な祭礼、無償労働であるテキオ制度に反対するとともに、共同体内の自律的単位である区 (barrio)⁽¹³⁾ の枠組みを越え、土地闘争のために団結する必要性を説いた。また、先住民と貧しいラディーノは、民族集団の違いを越えて、共通の敵である大農園主と戦う「階級闘争」の必要性を説いた。

やがて、先住民はテキオへの参加を拒否するようになった。その一方で、チャハルは牧場経営者に共有地の一部を貸与できるように画策していた。サムディオを支持するグループは、1934年のカルデナス大統領のチアパス訪問を利用して、先住民議会の建物を閉鎖した。カルデナス政権の新農地法により、農地委員会に替わる共有財産執行委員会 (comité ejecutivo del Bienes Comunales) が発足した。この執行委員会には、5つの区に属する先住民だけでなく、共有地を耕作するラディーノ農民も参加できた。このことはラディーノを加えた組織化がほとんど不可能であった他の地域と大きく異なっているといえよう。

しかし、伝統的権威者が5つの区の代表として執行委員会に参加したため、旧来の政治支配構造は命脈を保っていた。1936年にサムディオが離任すると伝統派が勢力を取戻し、伝統的祭礼やテキオも復活した。しかし1940年のカルデナス大統領の再訪時、「進歩派」による告発でチャハルは収監され、先住民カシケとして彼の支配時代は終了した。

共有財産執行委員会の発足により、日曜日ごとに開始されるコムネロの全体総会が共有地の土地利用についての最高決定機関となった。しかし、「共同体で生まれ、2年以上共同体を離れたことのない人物に共有地の利用権を認める」という原則は必ずしも順守されなかった。共有地の耕作は、集団耕作ではなく、割り当てられた土地を個々の農民が耕作する形式であった。共同体の中心近くにある共有地はきわめて少なく、農民の耕作地の大部分は中心部から20~25kmも離れていることが多かった。日帰りできないため、月

曜から金曜まで耕地にとどまり耕作する「出作り」の形式が一般的であった。そのため、いくつかの場所では共同体のメンバーによる小農業集落が形成された。

共有財産執行委員会の発足を契機に、伝統的権威者に代る新しい指導者が登場しはじめる。二言語先住民であれ、ラディーノであれ、新指導者は比較的「裕福な農民層」に属していた。彼らの指導力の源泉は外部社会との交渉能力であった。それはスペイン語を駆使できるだけでなく、州や国の関連機関と有効な繋がりをもつことを意味した。彼らはすべて官製の農民組織に所属していた。

(2) 共有地獲得闘争と「人民の家」の結成

新しい指導者層が展開した闘争は、法的手続きに従って共有地の返還を勝ちとる合法闘争の枠を越えなかった。最初に共有地返還の申請が行なわれた1933年以降、申請は何度も更新され、共有地の土地計測作業は何度も繰り返された。共同体が求める共有地返還にもっとも近づいたのは、1959年に作成された共有地図面であった。しかし、最終的に農地改革当局が採用することになるのは、1956年に作成された共有地図面であった。その図面では大農園主が略奪していた共有地は除外されていた。長年にわたる折衝のすえ、1965年8月にやっと746名の共同体成員に50,152haの共有地を認める大統領裁決が出る。共有地として認定された農地には、植民地時代に共同体の土地だった良質の土地約2万haは含まれず、共同体に近い農地も少なく、大部分は溶岩台地にあった。

「人民の家」の誕生

しかも、農園主の圧力や農地改革当局の消極的姿勢によって、大統領裁決の実施は大幅に遅れた。共有地と認定された約5万haの土地のうち、32,000haは農園主所有の土地であり、土地計測を実施し、接収する作業はなかなか進展しなかった。接収予定地に農地をもつ農園主は、自分の農地を土地計

測作業の対象から外すために、農地改革当局職員を買収し、共同体の指導者の買収から暗殺にいたる多様な圧力を行使した。

大統領裁決で導入された共有財産全権委員会（comisario de Bienes Comunales）の初代委員長に就任したのは、1940年代から共有財産執行委員会にいたラディーノのホセ・コルドバ・アヤルだった。しかし、コルドバは大農園主から賄賂を受け取っていたことが判明し更迭された。翌1966年、彼はコムネロの活動を敵対視する大農園主のオランテー族⁽¹⁴⁾の雇った殺し屋に殺害された。しかも、第2代委員長（1970年）、第3代委員長（1971年）も同じように殺し屋によって暗殺される。

第3代委員長ガスバル・ディアス・レジェスの暗殺には、1971年に始まったラ・アンゴストウラ・ダム建設が大きく関係している。河谷沿いの良質の共有地の土地（約5千ha）がダムに水没することになり、その補償問題がコムネロの共有地獲得闘争に新たな課題として加わった。移転予定地を事前に買い占めた牧場主たちは、劣悪な土地を移転代替地として電力公社に買い上げてもらった。一方、水没予定地のベガ・デル・パソのエヒードは、牧場主の後押しを受けるグループと、共有地の確保を主張するコムネロ派に分裂する。後者が多数派となり、良質代替地への移転、水没農地の補償、基盤整備を電力公社に要求する運動をコムネロとともに展開する。この先頭に立っていたのが第3代委員長だった。

一方、大農園主側は、共有地の管理・運営をめぐる共同体内部の利害の対立⁽¹⁵⁾を利用し、一部の指導者を買収し、共同体を分断するという巧妙な方法をつねに採用した。1967年、コンベント区の指導者バルトロメー・マルティネス・ウエシュテは、共同体の承認ぬきで取得した援助金で家畜を購入した。ところが大部分を失い、借金を負う。彼は共有地を区ごとに分割するよう提案するが、拒否される。ウエシュテ支持の分派の登場により、共同体は「共有地の分割」要求という内部からの攻撃にも曝されることになる。

第4代委員長に就任したバルトロメー・マルティネス・ビジャトロは、コ

ムネロの大量動員という新しい手法を導入した。1971年、度重なる弾圧に抗議し、コムネロは州庁舎を占拠した。それにより土地計測の作業はやっと開始されたが、コムネロ側は3名の死者を含め多くの犠牲者を出すことになる。1973年、コムネロは州都の農地改革事務所を再度占拠するが、委員長は逮捕される。彼の釈放を求めて、コムネロは州庁舎前の座込み、介入する弁護士確保、山中での「武装訓練」などの多様な行動を展開した。コムネロは委員長の釈放とともに、共有地の測量実施を勝ち取った。

1974年、コムネロは自分たちの集会場「人民の家 (Casa del Pueblo)」の建築に着手する。一方、共同体は電力公社から水没した共有地の半分である2,545ha相当分の補償金を獲得した。補償金は家畜、農業機械、車輛、製粉所、農地の購入に向けられた。同時期に共有地の測量作業は終了し、1974年11月10日、46,968haが共同体に返還されることになった。しかし、農園主側には農地を引き渡す意志などなかった。1975年8月1日、再選が確定していたマルティネス・ビジャトロは待ち伏せにより暗殺された。

コムネロの分裂と OCEZ の形成

土地の返還が進展しないことや指導者の暗殺に抗議して、「人民の家」に結集するコムネロの多数派は、地区内の大農園主の土地の実力占拠を始めた。1976年2月、コムネロは大農園主の屋敷を焼討ちし、大農園の有刺鉄線を切断し、農地を占拠した。大農園主のカルメン・オランテスはV・カラサから脱出した。アウグスト・カステジャーノスは農地の一部を引き渡すが、5月初旬に何者かによって暗殺された。州政府は軍を派遣し、「人民の家」を占拠した。農民の住居は焼き払われ、指導者13名が逮捕された。指導者の釈放を求め、コムネロは地区庁舎の占拠などの抗議行動を展開した。その結果、1978年2月、13名の指導者は釈放された。しかし、それは現在まで続く共同体の主導権争い、「人民の家」の分裂の幕開けとなった。

1979年2月、釈放された指導者バルトロメー・ゴメス・エスピノさらに率いられたグループ(通称「コラス」)は、「人民の家」を急襲する。彼らは

「共有地」の分割の要求を共同体に突き付けた。収監中に買収された指導者は、土地闘争の放棄することと引き替えに、⁽¹⁶⁾政府からの公的資金援助の約束を取り付けていたのである。コムネロ多数派は、共同体の共同作業に参加しないメンバーには共有地の利用権を認めず、分裂派の耕作地は没収するなど共同体の内規を強化し、分裂派を孤立させようとした。

コラスの支持基盤は共同体の中心地から離れたエヒードや共有地の農民だった。ダム建設で水没したベガ・デル・パソの代替地として建設されたパライソ・デル・グリハルバもそのひとつである。先に分裂したウエシュテのグループも彼らに同調する。⁽¹⁷⁾「共有地分割」を主張するコムネロの分派は官製農民組織 CNC の傘下に入り、公的資金や援助が優先的に供与された。農地改革当局から V・カランサ共同体の正式代表という認知を受けたコラスは、共同体の共有財産全権委員会を掌握するために、州政府や地区当局、CNC などと連携し、さまざまな策動を展開する。しかし、その企ては「人民の家」派のコムネロの大量動員によって阻止される。

権力側の「分断して統治する」政策に対抗するため、「人民の家」派のコムネロは、孤立して戦っているメキシコ各地の農民組織との連帯を模索する。彼らは1979年10月にメキシコ市のミルパ・アルタで開催された第1回独立系農民組織集会に代表を派遣する。この集会を契機にして、独立系農民組織の全国組織としてアヤラ綱領全国調整員委員会 (CNPA) が正式に発足する。⁽¹⁸⁾「人民の家」派は1980年の第2回集会から正式に CNPA のメンバーとなる。また、チアパス州でも、チアパス北部のシモホベル地区、国境隣接地域のラス・マルガリータス地区の共同体と共同して、チアパス臨時調整委員会を結成した。

1981年の3月から7月にかけて、チアパス州では CNPA 系の活動家が相次いで殺害された。V・カランサでも、5月の共有財産全権委員会の選挙をめぐり、「人民の家」とコラスの衝突が頻発する。選挙自体には「人民の家」が勝利するが、州の農地改革当局はそれを認知しようとしなかった。「人民

の家」派の指導者に対する不当逮捕や暗殺という攻撃が続いた。このような弾圧に対して、「人民の家」のコムネロは、州都までのデモ行進、収監者のハンガーストだけでなく、新しいネットワークを通じて、全国的規模の抗議運動を組織できた。1982年2月にはCNPAによりチアパス州農民闘争連帯週間が組織され、3月には反弾圧全国戦線（FNCR）によりチアパス州農民連帯全国集会が組織され、6月にはCNPAと農業労働者農民独立中央組織（CIOAC）の共催で第2回全国農民行進が組織された。

翌7月、「人民の家」が参加していたチアパス臨時調整委員会は、チアパス州の4地域の共同体やエヒードの農民組織を加えて、エミリアーノ・サバタ農民組織（OCEZ）と名乗ることになった。そして、CNPAの第4回全国集会は、OCEZの主催で、7月29日からマルティネス・ビジャトロの命日にあたる8月1日にかけてV・カランサの地で開催された。「今日、我々は土地のために戦う。明日は権力を求めて戦う」というスローガンが、会議で採択された。これは、権力の掌握を視野に入れられないかぎり、土地は獲得できないという政治意識の確立を意味していた。このような視野の拡大は、1983年にCIOACの呼び掛けで開催された「農業労働者と農村労働組合」に関する地域フォーラムにおいて、OCEZが表明した意見のなかにもうかがえる。OCEZは、①エヒードや共同体の当局者の押しつけ反対、②共有地の分割反対、③占有農地からの強制排除反対、④農地手続きの簡素化、⑤政治囚の釈放という基本要件ともに、チアパスに出稼ぎにきているグアテマラ人労働者、米国のメキシコ人出稼ぎ農業労働者の労働権の尊重を政府に要求している⁽¹⁹⁾。

政府の協調政策による抱え込み

1984年、農民の土地要求に答えるため、州政府は「農地活性化計画」を発表し、占拠されている農地を買い上げ、エヒードとして組織する方針を明らかにした。本来なら、計画の最大の受益者はOCEZやCIOAC傘下の農民となるはずであった。しかし、計画発表とともにCNCによって組織された農民は、独立系農民組織の占拠していた農地に進出し、それを掠め取る行動を

繰り広げた。1987年までに、チアパス州内の農地紛争の多発地区を中心に159の農村集落において約8万haが分配された。分配された500弱の農地のうち、CNC系農民組織が受け取った農地は全体の4分の1に相当する129である。一方、独立系農民組織のCIOACは21農地、CNPAは4農地、PST系の全国農業労働者連合(UNTA)は5農地しか受けとっていない。残る332農地は農地組織に属さない農民に分与された。その大部分は、CNCの扇動によって独立系農民組織の農民が占拠していた土地に進出した農民であった。

V・カランサ地区では、6つの集落の41農地(6,069ha)が分与されている。受益者はすべてCNC系農民組織の農民、または農民組織に属さない農民だった。⁽²⁰⁾この時期にもっとも先鋭的な闘争を展開していた「人民の家」-OCEZには、まったく農地が分与されなかった。1984年9月、コラスの指導者がオランテス一族の元用心棒に殺される事件が起きた。事件は牧場主側がコラスの内部におきてきた「人民の家」との対話・交渉を望む声を押さえるために仕掛けたといわれる。10月6日、分裂派のコラスやウエシュテによって「人民の家」派のコムネロは襲撃され、こどもを含めて9名が殺された。

土地闘争という活動分野で喪失していた農民運動の主導権を取り戻すため、CNCは政府系の農業補助資金や開発援助資金を独占的な受皿であることを最大限に利用した。農地取得という所期の目標を達成した農民の多くは、資金援助の受けやすい政府系組織に抱え込まれていく。こうして、1980年代半ば以降、独立系農民組織の抱き込み工作が着々と展開されていった。共産党や民主革命党(PRD)との関係を基本としてきたCIOAC、政府の農業関連機関との関係を重視するARICなどと異なり、OCEZは政党や政府機関から独立を保つ戦略を基本的に堅持してきた。そのため、土地占拠闘争を展開する農民組織のなかでも集中的な弾圧の対象となった。OCEZの上部団体であるCNPAも、政府の農業開発援助資金への対応をめぐり1984年に分裂し、土地占拠闘争はしだいに活力を失っていく。

1988年、連携組織や組織内民主主義をめぐる問題から、州組織としての

OCEZも、二つに分裂する。V・カランサの「人民の家」主流派と、それに批判的なグループである。後者は、当時関係をもっていた全国人民民主戦線（FNDP）に政府関係者が浸透しているという懸念をもち、OCEZが当初から関係していたCNPAとの関係維持を重視した。結局、OCEZを構成する4地域（中央、北部、国境隣接、産油）のうち、「人民の家」の属する中央地域を除いた3地域の組織は後者を選択し、OCEZ-CNPAとなる⁽²¹⁾。

1988年末に発足したサリナス政権は「協調政治」を掲げ、農民組織を効率的な農業生産過程に組み込もうとする。同時期にチアパス州知事に就任したゴンサレス・ガリードは、農地紛争にともなう暴力事件による政治不安を和らげる名目で、1989年初頭に「農地協調計画」を発表した。それは土地を要求する農民に対して、州政府が購入した土地を分配するというものであった。1991年までの3年間で、チアパス州内の12地区において198農地（約1万ha）の土地が分配されたという。この計画の最大の受益者は、前政権の「農地活性化計画」では完全に排除されていたOCEZであった。表2にみられるように、「農地協調計画」で分配された農地の6割に相当する約6千haがOCEZに属している農民組織に分配されている。V・カランサ共同体には、1974年の農地返還の際に不足していた3,184haの割り当てがあった。しかし、農地改革当局によると、購入農地は2,410haで、1990年には新たに1,048haが追加され、実際には3,458haが分与されたという。

第2表「農地協調計画」によるOCEZへの土地分配（出典：1991/4/18、州政府広告）

行政地区	受益者—分配面積
V・カランサ	V・カランサ共同体—3,184ha+200ha（基本施設用）+700ha（バライソ・グリハルバ分） グアダルーベ・ビクトリア—730ha
オコシンゴ	チャラム・デル・カルメン—669ha+(310ha), カリサル—276ha
チアパ・デ・コルソ	パソ・デ・アチオーテ—381ha, ウニオン・イ・プログレソ—108ha

このような歴史的な大盤振舞の裏には、「人民の家」—OCEZに代表される独立的農民組織の内部分裂を醸成することで、官製農民組織CNCの支配

力を強化する目的があったことはいうまでもない。前記の州政府広告文でも、このような州政府の厚意に応じて、小規模土地所有者の農地占拠の停止をOCEZの指導部に要請している。この種の「協調・連帯」政策により、古くから続いていた農地紛争の鎮静化に部分的には成功した。しかし、土地紛争の根を断つ根本的対策は取られなかったため、連邦政府主導による先住民・農民組織との「協調政策」による安定は、チアパス州で長続きすることはなかった。

(3) サパティスタ蜂起以降の展開

サパティスタ民族解放軍(EZLN)は1993年5月にオコシンゴ地区で連邦軍と最初の遭遇戦を行っていた。それと同時期に実施されたV・カランサの共有財産全権委員の選挙を契機として、「人民の家」は新たな分裂を起こすことになる。⁽²²⁾

多数派の推薦候補マヌエル・イダルゴ・エスピノサの当選に異議を唱えるグループが、「人民の家」から追放される。元共有財産全権委員長長のバルトロ・マルティネス・バスケスを支持するグループは、OCEZ-CNPAに合流したという。しかし、「人民の家」の主張によると、「反対派」はCNCの傘下に入ったという。「人民の家」派によると、元全権委員長派の農民は共有地内の良い土地を独占的に利用していただけでなく、全国連帯計画の援助金を牛耳っているPRI派の地区職員や首長とも結びついていたという。同年7月、「人民の家」が襲撃される事件が起きる。これに対抗して、「人民の家」は「反対派」の40家族を土地から追い出し、家屋や収穫を焼き払う行動に出る。9月には、農地改革省がV・パライス・デル・グリハルバにある共同体の共有地を「反対派」を含めた600の名義人に分割するという噂が流れ、「人民の家」派のコムネロは反対運動を準備する。こうした両者の対立は、1994年1月のサパティスタ蜂起後も継続する。

行政地区審議会の発足

1994年1月のEZLN蜂起後、サパタの名前を冠した他の農民組織と同様に、OCEZもEZLNとの関係を取り沙汰されたが、直接的な関係はなかった。しかし、OCEZに属する農民組織やV・カランサの「人民の家」は、チアパス州の他の多くの農民組織と同じように農地占拠を含めた多様な闘争を展開することになる。1994年1月から3月にかけて、チアパス各地で農民・先住民による農地占拠が堰を切ったように展開した。3月末には、20近くの行政地区で農地占拠が起き、その総面積は4万haを越えていた。OCEZ-CNPAはおもに国境隣接地域の数地区で約7千haを占拠していた。V・カランサ地区では、おもにプヒルティック製糖所周辺の中小土地所有者の農地が周辺農民によって占拠されていた。

3月上旬に「人民の家」との衝突により、「反対派」に2名の死者が出る事件が起きる。これを契機に地区の中心部に州公安部隊が進駐する。事件の背後には、「人民の家」の勢力を分断しようとするPRI派地区当局者の意向があったと言われる。

4月10日、「人民の家」派の農民は、「サパタは生きている」全国集会に連動し、他の諸組織とともに、V・カランサの役場占拠、道路封鎖という行動に出た。先住民、農民、公務員、公設市場商人、バス運送組合などが結集して形成された「V・カランサ防衛市民戦線」は、PRI派首長の辞任、行政地区審議会新設など19項目におよぶ要求を掲げた。市民戦線には、「人民の家」-OCEZ、PRD、民族再建カルデニスタ戦線党(PFCRN)や全国教育労働者組合の民主派などの反対派だけでなく、メキシコ農地主義協議会(CAM)というPRI系組織も加わり、V・カランサ始まって以来の「歴史的動員」となったという。

農地問題としては、エル・ポルベニールの3,184haの返還、リオブランコの2,500haの農地拡大、1994年頭から占拠しているサンイシドロの新入植エヒードとしての認知と農地分与が掲げられた。また、「人民の家」-OCEZ

は、3月上旬の事件に関連して出されていたメンバーの逮捕命令の撤回、300頭の生育牛の牧場取得の資金援助供与という要求も提出していた。また河谷平野のトウモロコシ生産者は買上げ価格の保証を要求していた。

PRI 派首長は役場機能を河谷平野のラハ・テンディーダに移転して抵抗していたが、4月末、州議会は首長の辞任を承認した。同時に PRI の地区総裁兼 CNC 代表も更迭された。州議会在行政地区審議会の新設を認めたため、市民戦線は2週間におよぶ州庁舎前の座込みを切り上げた。行政地区審議会は、地区住民が推薦した35名を10名に絞り込み、そのなかから州議会在5名を任命するという手順で選定された。5月上旬、選定された5名による行政地区審議会が発足する。審議会は、V・カランサの「住民選出」の行政当局として、1995年末まで機能することになる。⁽²³⁾

人民農民闘争調整委員会

しかし農地問題は未解決のままだった。9月には「反対派」の準軍事組織によって「人民の家」の養鶏センターに爆弾が仕掛けられた。この事件は、「人民の家」から追放された「反対派」が、取り上げられた農地380haを元の耕作者に返還する措置を取るよう州当局に圧力をかけるために起こしたと推定されている。州政府は、「反対派」に代替地の用意、「人民の家」派に共有地の4分割案などを提案するが、合意には至らなかった。

PRI 派州知事の就任強行が間近に迫った1994年12月3日、ソコルテナンゴ地区の農民組織の指導者がプヒルティック付近で待ち伏せされ、3名が死亡する事件が起きた。彼らは「人民の家」で12月6～8日の抗議運動について打合せした帰途に襲撃された。この会合は、V・カランサ、ソコルテナンゴ、ハルテナンゴ、モトシトラ地区などの農民組織によって組織された人民農民闘争調整委員会（CLCP）の呼びかけで開催されていた。⁽²⁴⁾

1995年2月以降、OCEZ-CLCP に属する農民組織は、農地問題の早期解決を要求して農地占拠行動を再開する。2月下旬、リオブランコの農民は、1946年から要求していた2,500haの農地拡大が実行されないことに抗議し、

4 農地 (408ha) を占拠した。また、V・カランサとソコルテナンゴ地区にまたがる12の農業集落で構成される「土地と自由連合」は、1969年に農地改革省がプヒルティック製糖所に隣接する地域で接收した73農地 (15,000ha) のうち農民組織に分与されていない農地の即時分与を要求した。

3月中旬、「人民の家」の農地占拠予告に対して、同地域の牧畜業者や中小土地所有者は25の農地から自主的に退去する。3月27日、リオブランコで警備中の州治安部隊と人民武装勢力連合と名乗る準軍事組織が農地を占拠しようとした農民を襲撃し、2名の死者が出る。「人民の家」-OCEZ-CLCPに属する農民組織の農地占拠は、1995年10月のチアパス州地方選挙まで続く。

二重権力と低強度戦争

1995年10月の地方選挙に関して、V・カランサの市民戦線は、すでに民意に基づいた行政地区審議会が発足しており、新たに行政地区当局を選挙する必要はないという立場をとった。投票率はわずかに25%で、PRI派の候補がわずか300票で首長に当選した。選挙後の11月、州政府は治安部隊と準軍事組織を動員し、農地問題解決に向けて交渉中であった3つの農地を含む10の農地から農民を強制排除する。1996年1月1日、「人民の家」やPRD支持者は役場を占拠し、PRI派首長の就任式を阻止した。それ以降、PRI派首長の率いる「憲法上」の当局と「人民の家」やPRD支持者が構成する「行政地区審議会」が併存することになる。公設市場の管理、清掃・水道事業の運営は、後者のグループが自主的に行なっている。州政府は、両勢力が合意するまで、役場は州治安部隊の管理下におくことを通告する。以後、現在まで軍・警察がV・カランサに駐留し、この地区の行政権力の問題と農地問題をめぐって、V・カランサは「暴力」が支配する状況が続くことになる。

1996年2月の連邦政府とEZLNのあいだのサンアンドレス第一合意の調印⁽²⁵⁾を受けて、1996年3月19日、AEDPCH傘下の独立系農民組織と連邦・州政府のあいだで、「農地協定」が締結される。それは、一握りの農地 (finquito) の分与、所有権認知と引き替えに、新たな農地占拠運動の停止

を農民組織から取り付けることを目的としていた。「人民の家」の上部組織のOCEZも協定には調印していた。⁽²⁶⁾

直後の3月21日、V・カランサ地区の6農地が強制排除される。4月になると、「サンバルトロメー・デ・ロス・リャノス連盟」(以下「連盟」と略)と名乗る準軍事組織が登場し、州治安部隊や警察と連携しつつ、7月までに約500名近くの農民を「農地不法占拠者」として強制排除する。PRI派であることを自認し、サンバルトロメーという旧称を冠する「連盟」には、「人民の家」から追放された元共同体成員、とりわけコラスやウエシユテ派などの「伝統派」がかなり多く参加しているものと推察できる。⁽²⁷⁾それは、その後の一連の調停・交渉のなかで、共有地の分割を強硬に主張していることから裏付けられよう。彼らは「人民の家」だけでなく民芸品の家までも襲撃するようになる。7月にはV・カランサの各区で小競り合いが日常的に起き、7月25日に3政党、州政府、内務省の立合のもと、「人民の家」と「連盟」のあいだで休戦協定が結ばれる。しかし、両者の武力衝突は続き、1996年4月以降の1年間で9度も休戦協定が結ばれたという。

1996年7月、「人民の家」—エヒード・共同体組織連合(UOEC)—OCEZは、1996年3月に締結された「農地協定」の実施に不満をもつチアパス州西部の独立系農民組織とともに民族解放運動構築拡大戦線(FAC—MLN)のチアパス支部を結成する。⁽²⁸⁾10月には地区首長が交替するが、刑務所に収監されている仲間の釈放を要求する「人民の家」により、新首長は地区職員5名とともに、11月初旬に3日間拘束される。その直後、トウモロコシの買上げ価格の保証を要求して道路封鎖をしていた農民が、軍・警察により強制排除され、CNC系の農民3名が死亡する事件がラハ・テンディーダで起きた。抗議行動に参加していた農民は、仲裁全国委員会(CONAI)、和解・和平委員会(COCOPA)だけでなくEZLNにまで、真相究明と責任者処罰のための介入を要請する。

1997年4月、EZLNと政府の「対話」再開の環境を整えるために作業して

きた CONAI は、V・カランサの「人民の家」と「連盟」の衝突の調停にも乗り出した。しかし、1997年7月の中間選挙を控え、「地域からの銃器一掃」を名目に、V・カランサに駐留する治安部隊は増強された。「人民の家」は自由に集会をもてない状況では、交渉のテーブルに望めない」と表明した。選挙後の7月18日、UEOCが占有していた18農地（2,500ha）の強制排除が行なわれ、「人民の家」は革命人民軍（EPR）や地下労働者革命党・人民連合（PROCUP）などの非法武装革命組織の一員であるという低強度戦争キャンペーンも展開されている。

むすびにかえて

V・カランサの共同体農民による共有地奪還運動は、チアパス高地の共有地奪還運動とはかなり性格を異にする。V・カランサでは、先住民議会に代表される伝統的な政治・宗教的権威体制は1930年代から機能しなくなり、農地闘争のための新しい政治組織が誕生していた。共有財産執行委員会には先住民もラディーノの貧農も参加できた。テキオと呼ばれる無償労働提供も、1930年代後半から有償労働に変わっていた。1950年代末にはツォツィル語の単一使用者は5%程度に減少し、民族衣装、祝祭などの民族集団としての文化的特性の多くは喪失されていった。その反面、貧農のあいだでの「文化的同質性」が成立し、先住民とラディーノ間の通婚も多かった。そのため、V・カランサのコムネロの運動では、コラスなどいくつかの例外を除き、民族集団的な文化の復権は正面には掲げられなかった。

「貧しい者との団結で、我々は勝利する」という OCEZ のスローガンが示すように、「金持ち」に対する「貧しい者」の戦いを彼らは旗印にした。この点が共同体の枠を越えた地域的な闘争を展開できた鍵であった。「金持ち」は、ラディーノ系大農園主だけでなく、共有地の肥沃な土地の排他的利用や援助資金の独占的運用を企てる共同体内部のメンバーのことでもあった。現実に、コムネロの多くは、割り当てられた共有地での営農活動では生計を

立てられず、製糖所や大農園の労働者や建築労働者として収入を得ている。固有の文化的特性をもつ先住民であることより、一定の共有地（＝領域）をもつ「先住民共同体」の成員であることが彼らのアイデンティティであり、コムネロ運動の結集軸でもある。

闘争の基軸が土地を求める闘争から「生産過程の参加・自主管理」という経済闘争へ移動していく過程で、多くの独立系農民組織が政府に取り込まれた（cooptar）⁽²⁹⁾。しかし、V・カランサのコムネロの運動においては、「今日は土地を求めて戦う。明日は権力を求めて戦う」というCNPA結成時のスローガンに見られるように、共有地を保障する「自治権力」の掌握が徐々にではあるが運動の視野に入ってくる。「人民の家」は、CNPAの傘下でOCEZを創設した1980年代初頭から、政府系機関への依存を拒否しつつ、自己防衛のためにさまざまな独立系組織との連帯を模索してきた。しかし、「人民の家」が連帯を模索した諸組織の多くは権力の弾圧に曝され、その関係は短命に終わった。

サリナス政権の独立系農民組織に対する協調政策、エヒード制度の解体と土地分配終了の宣言となった憲法第27条の改正は、「人民の家」の共有地を獲得し防衛しようとする土地闘争にとっては、死亡宣告と思われた。そうでないことは、EZLNの蜂起を契機に活性化したメキシコ全域の自律的な運動の爆発によって証明された。EZLN蜂起後、「人民の家」は、従来PRI派が独占してきた行政地区の政治運営（＝自治）を媒介とした連邦や州政府との関係に積極的に関与せざるをえなくなる。それは、先住民族の自治権の保証という今後のメキシコ全体の政治体制の在り方を左右する問題とも密接に関係している。先住民族の自治を「民族集団として固有の文化をもつ先住民族の自治」という枠組みでしか定式化できない発想を打破するうえでも、V・カランサのコムネロの歩みと今後の運動の展開は注目すべきであろう。

注

- (1) チアパス州の111行政地区の平均は7.36年だが、20年以上も要したものが70件以上あり、50年を超えるものすらある。Reyes Ramos, María Eugenia (1992), *El reparto de tierras y la política agraria en Chiapas, 1914-1988*, UNAM.
- (2) チャムーラについては、清水透 (1988) 『エル・チチョンの怒り』、東京大学出版会を参照。
- (3) Marrión Singer, Marie Odile (1984), *El movimiento campesino en Chiapas*, 1983, CEHAM.
- (4) これは新聞記者のインタビューに答えた「人民の家」の現在の指導者の言葉である。後述するように、実際にはカルロスⅢ世によって1769年に承認された。
- (5) Molina, Virginia (1976), *San Bartolomé de los Llanos. Una urbanización frenada*. SEP-INAH.p.120.
- (6) Valdés, Luz María (1995), *Los indios en los censos de población*, UNAM, pp.124-27.
- (7) Molina, Virginia, *op. cit.*, p.106.
- (8) V・カランサでは、先住民様式の衣服着用か (envuelto), ラディーノ様式の衣服着用か (revestido) によって、トティケ (totique=毛深い人, 神, 太陽の子) と呼ばれる先住民の変容度が計測される。Díaz de Salas, Marcelo (1995), *San Bartolomé de los Llanos en la escritura de un etnógrafo*, Gobierno del Estado de Chiapas, pp. 72,126,240,241 y 246.
- (9) 1977年, チアパス高地北部のコーヒー生産地帯 (シモホベル, ウィティウバン) で農地占拠を行っていた農民300家族が, 農地改革省やCNC仲介によって, プヒルティック製糖所の所有地2,400haに移住した。その後, 彼らはCIOACの仲介で前記の農地の使用権を取得する。Reyes Ramos, *op. cit.*, pp.55-58.
- 10) 以下の記述は, Molina, *op. cit.*, pp.61-63,78-80. ならびに Renard, María Cristina (1988), “Breve crónica de la larga historia del despojo y lucha de la comunidad de San Bartolomé de los Llanos”, en *La etnología : temas y tendencias*, UNAM, pp.133-54. に基づく。
- 11) 植民地期のエヒードは集落に指定された公共用地で, メキシコ革命後に導入されたエヒード制度とは異なる。
- 12) この過程については, García de León, Antonio (1985), *Resistencia y utopía*, 2 vols. Era. を参照。
- 13) 1960年代までは, セニョール・デル・ボサ, エル・コンベント, エル・カルバリオ, サンペドロ・マルティル, サンセバスティアンの5区で構成されていた。各区は族内婚の単位, 共有地割り当ての単位でもあった。現在は8区に増えている。
- 14) 代表的大土地所有者 (=カシケ) としては, ベガ・デ・チャチを本拠とするオランテー族 (1960年代の地区首長), カステジャーノ一族, 製糖所の所有者ベドレロー一族がいた。
- 15) 1960年当時, 執行委員会のホセ・コルドバ支持派と反対するエリベルト・エスピノサ派の対立があった。ウエシユテは前者を支持していた。Díaz de Salas, *op. cit.*, pp.334.
- 16) ボルティージョ政権 (1976~1982年) は, 農業危機は農業生産の組織化により解決できると

- して、農地分配終了を宣言した。CNCの幹部も土地占拠をすれば農地が獲得できるという幻想は捨てるべきだと主張した。
- 17) コラスおよびウエシュテのグループは、ツォツィル語、民族衣装などサンバルトロメーの民族集団の文化特性の保持に固執していた。
 - 18) CNPA創設の過程については、Flores Lúa, G., Luisa Paré y Sergio Sarmiento (1988), *Las voces del campo, movimiento campesino y política agraria, 1976-1984*, Siglo XXI, pp. 66-89. を参照。
 - 19) Mejía Piñeros, María Consuelo y Sergio Sarmiento (1987), *La lucha indígena: un reto a la ortodoxia*, Siglo XXI, pp. 131-36.
 - 20) Reyes Ramos, *op. cit.*, 113-118, 160.
 - 21) OCEZ-CNPAの指導者はアルトゥロ・アルボレスだった。彼は1989年3月6日に暗殺された。Benjamin, Thomas (1995), *Chiapas: tierra rica, pueblo pobre. Historia política y social*. Grijalbo, pp. 267-69.
 - 22) 1993年5月末、オコシゴ地区で軍によるゲリラ包囲作戦により、ARICに属するツェルタル系先住民が拘束され、6月には土地問題でCNCと対立していたOCEZのツェルタル系先住民が、ゲリラや生態系破壊の容疑で拘束された。事件後の8月、事後処理策として国境隣接地域と密林地帯の12地区を対象に特別計画が策定され、溪谷部の16農民組織が参加したが、OCEZは除外された。なお、以下の記述は主に『ホルナグ』紙の記事による。
 - 23) 3月のEZLNと政府の「対話」以降、各地で行政地区当局更迭や行政地区審議会の新設運動が起きた。4月末で、10地区で首長更迭、21地区で行政地区審議会が創設があった。先住民の自治行政地区の動向は、拙稿「チアパスにおける先住民運動(V)」で論じる予定。
 - 24) 州知事強行就任に対抗して、12月15～19日、EZLNはチアパス州の38行政地区で包囲網突破作戦を実施した。V・カランサやソコルテナンゴ地区も作戦の対象地域だった。EZLNは非武装の市民の支援を受けたというのが、それにはCLCPが含まれていたと思われる。
 - 25) サンアンドレス合意については、中南米のエスニシティ研究班(1997)『サンアンドレス合意と先住民族の自治』神戸外大外国学研究所 XXXIX号参照。
 - 26) この協定に調印しなかったのはフライレスカ地域のフランシスコ・ビジャ人民農民連合(UCPFV)だけといわれている。
 - 27) 1994年に登場した人民武装勢力連合(UFAP)などもこの組織に改組されたと思われる。
 - 28) その構成者は、V・カランサの共同体に含まれない地区内のエヒードや農業集落の農民組織であるエヒード・共同体組織連合(UOEC)、フライレスカ地域のUCPFVとビジャ・コルソ独立農民組織(OCIVC)、国境隣接・ソコムスコ地域のエミリアーノ・サバタ・プロレタリアート組織(OPEZ)、中央地域のイシュタバー CIOACなどの独立系農民組織、マクトウマクツァ農村師範学校である。またFAC-MLNは、EZLNによる民族解放運動(MLN)の提起、民族解放戦線(FZLN)の構築の呼び掛けに応じ、1996年1月末に形成された全国組織である。
 - 29) この点については、横山功(1996)「協調政治と国家・農民関係—メキシコにおけるコーポラティズムの変容分析—」、イベロアメリカ研究、18—2参照。